

## 空き家バンクを利用すると使える制度があります。

### ○空き家バンク活用促進事業補助金

補助金の種類	補助額	補助対象者
①成約奨励金	1万円	物件が成約した所有者
②家財処分費の補助	10万円以内	物件を登録した所有者 または契約が成立した利用者
③仲介手数料の補助	5万円以内	契約が成立した利用者

**Q** 荷物や、家財道具がそのままだと大丈夫？

**A** 家財道具については、所有者は登録時から上記の家財処分費の利用が可能です！  
家財を処分していると物件の印象が大きく違います。



### ○空き家改修補助金

④空き家の改修補助 市内業者に物件の改修を依頼する費用（補助率 1/2）

上限 100万円

補助対象者：物件を登録した所有者または契約が成立した利用希望者

⑤空き家のリフォーム補助金

原材料に対する補助 原材料費：30万円以内 道具借上料：20万円以内（補助率 1/2）

一部工事を市内業者に依頼する費用：25万円以内（補助率 1/2）

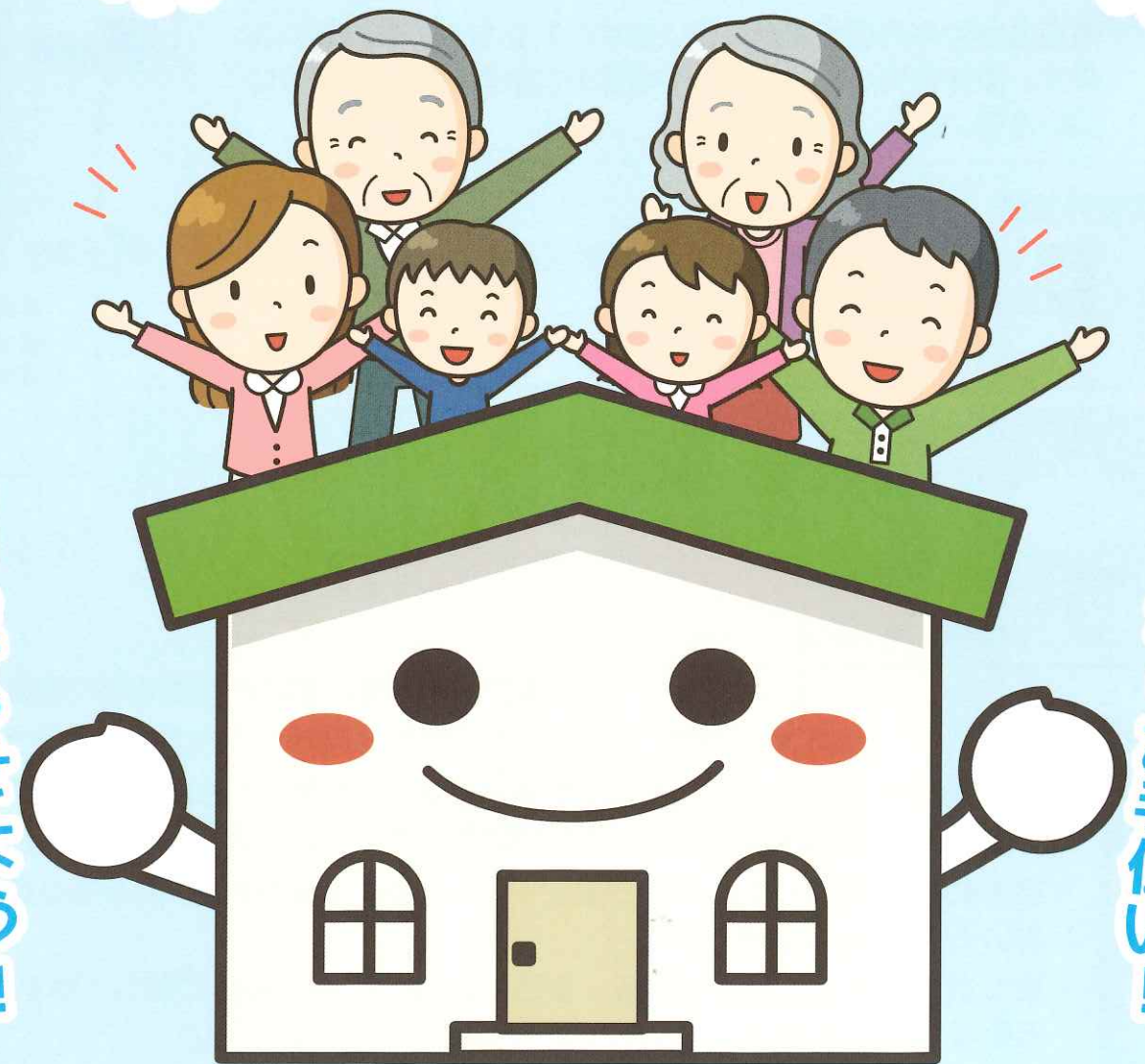
補助対象者：契約が成立した利用者

**登録前に改修・片づけをしたものに関しては対象外です。  
補助金を利用になる際は事前にご相談ください。**

# 白杵市空き家バンク 活用ガイド

空き家を生き返らせよう！

人と空き家をつなぐお手伝い！



【空き家バンクに関するお問い合わせ】

白杵市 秘書・総合政策課 協働まちづくりグループ

☎ 0972-86-2733 ☎ 0972-63-7713



# 空き家バンクへの登録および利用の流れ



## 空き家所有者

空き家物件の登録（売りたい・貸したい）を希望する方

### ①空き家物件の登録申込

空き家バンクへの登録を希望する方は登録申込書を市に提出してください。

### ②物件調査・査定

市職員が物件の現地調査に伺いますので立ち会いをお願いします。鍵をお預かりした後、宅建協会の会員が物件の査定に伺います。

### ③物件登録

調査・査定後、物件の登録が可能な状態だと判断されると正式に登録となります。

## 空き家バンク 白杵市役所

### 市役所

空き家物件の情報提供・連絡調整は行いますが、空き家物件の斡旋・交渉・契約等は行ってません。

## 利用希望者

空き家物件の利用（買いたい・借りたい）を希望する方

### ①利用登録・申込み

物件内覧希望、買いたい・借りたい物件がありましたら利用申込書・誓約書を提出していただく必要があります。

### ②空き家物件情報の提供・物件の内覧

登録物件情報をホームページにて提供します。気になる物件がありましたら、日程を調整後、市の職員が内覧の対応を行います。  
※当日の対応を行っていませんので事前にご連絡ください。

### ③交渉の申し出

物件内覧後、契約を希望する場合は物件交渉の申し出をしてください。

## 白津宅地建物流通センター

### 契約

### 交渉

市と協定を結んでいる白津宅地建物流通センターの会員が担当になり、物件の仲介・交渉を行います。

### 空き家所有者の方へ

- ・物件の登録にあたっては、市に鍵を預からせていただくことと、ホームページ等に空き家の情報を公開することに同意をいただくことが条件となります。
- ・空き家バンク登録後も、契約が成立するまでの空き家の管理は所有者の責任において行っていただきます。
- ・既に買主・借主の予定がある、または決まっている物件に関しては登録をお断りしています。
- ・物件の状態（老朽化等）によっては、登録をお断りする場合があります。

### 利用希望者の方へ

- ・空き家の内覧については、事前に利用の申請と日程の予約をお願いします。
- ・一つの物件に対して複数人の申し出があった場合は、一番初めに見学希望の連絡があった方を優先します。
- ・一度に複数の空き家交渉の申し入れをすることはできません。
- ・交渉・契約に関して白津宅地建物流通センターが仲介をします。契約成立の際は、仲介手数料が発生しますので、予めご了承ください。（※市からの仲介手数料補助金もあります）